

児童の手当と 医療費助成制度のご案内

※今後、制度改正により、対象者や支給月額等が変更となることがあります。最新の情報は、区ホームページをご確認ください。また、本ご案内を改訂した際には区ホームページに掲載しますのであわせてご確認ください。

☆☆☆ 手当の支給は申請月の翌月分からです。手続きはお早めに ☆☆☆

- ★高校生相当年齢までのお子さまがいる方
 - ①児童手当 1
- ★高校生相当年齢までのお子さまがいる方
 - ②子ども医療費助成（乳・子・青） 2
- ★ひとり親家庭等の方
 - ③児童扶養手当 3
 - ④児童育成手当（育成） 5
 - ⑤ひとり親家庭等医療費助成（親） 6
- ★お子さまに障害がある方
 - ⑥特別児童扶養手当 4
 - ⑦児童育成手当（障害） 5

※各種手続きに必要な書類等は、裏表紙をご覧ください

- ・同時に複数の制度を申請する場合、提出書類を兼用できることがあります。
- ・申請の内容によっては、記載以外の書類等が必要になることがあります。
- ・提出された書類等に不備があった場合、申請を受付できないことがあります。

※申請にはマイナンバー確認書類および本人確認書類が必要です

A マイナンバーの確認

- ・通知カード、マイナンバー記載の住民票
- ◆マイナンバーカード（写真付）をお持ちの方は A と B が同時にできます。

B 本人であることの確認

- ・官公署発行の写真付証明書…1点
- 運転免許証、パスポート など
- ・官公署発行の証明書（写真なし）…2点
- 資格確認書等、各種医療証 など

ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

SDGs 未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【受付・問合せ】

豊島区 子ども家庭部 子育て支援課 児童給付グループ

- 上記①②の申請手続き・制度に関すること
03-4566-4124（コールセンター）
- 上記①②のその他／③から⑦に関すること
03-3981-1417（直通）

月曜日～金曜日／8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

児童手当（国制度）

【手当の年度】

8月～翌年7月分

※第1子出生・転入において確認する所得の年度
：令和8年6月～令和9年5月分は令和8年度

対象者

- 区内に住所があり、高校生相当年齢まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育している方（児童の父母のうち、いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い方）。児童が国内にお住まいの方（留学を除く）。
- ◎令和6年10月分以降、所得制限はありません。
- ◎児童が児童福祉施設等に措置により入所している場合は対象になりません。
- ◎公務員で職場支給対象の方は、勤務先で申請してください。手続きについては勤務先にお問い合わせください。
- ◎申請した月の翌月分から支給されます。ただし、月末などに転入・出生した場合については、前住所の転出予定日・出生日の翌日から起算して15日以内に申請すれば、転出予定日・出生日の翌月分から支給されます（土曜日・日曜日・祝日・年末年始などを含めて数えます）。

支給月額と支給方法

支 給 月 額	支 給 方 法（年6回）
◎0歳から3歳未満 （第1子・第2子） 15,000円 （第3子以降） 30,000円 ◎3歳以上高校生相当年齢まで （第1子・第2子） 10,000円 （第3子以降） 30,000円 第3子以降の判定は、監護相当・生計費負担する大学生年代（22歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の兄・姉を含めて数えます。	10月（8月～9月分） 12月（10月～11月分） 2月（12月～1月分） 4月（2月～3月分） 6月（4月～5月分） 8月（6月～7月分） ◎各支払月の12日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）に、指定の口座に振り込みます。 ◎手当を受給されている方は、 毎年6月に「現況届」の提出が必要な場合があります。

その他

- ◎加入している年金種別の確認が必要なため（3歳未満の児童を養育している方のみ）、マイナンバー連携にて確認ができなかった方は、資格確認書の写し等の提出が必要となります。
- ◎大学生年代の兄・姉等を含めて監護・生計費負担する子の合計人数が3人以上の場合は、「【第三子加算用】監護相当・生活費の負担についての確認書」を提出してください。

よくある問い合わせと回答

Q：児童手当の振込口座を変更することはできますか。

A：受給者名義の口座にのみ変更可能です。配偶者や児童の名義に変更はできません。

区ホームページから電子申請ができますので、各支払い月の前月15日までにご申請ください。

（※一部取り扱いできない金融機関があります。）

Q：第三子加算について教えてください。

A：下表＜算定例＞のように4人の子どもを養育されている場合、大学生年代の子から第1子と算定し第3子以降について支給金額が30,000円となります。

＜算定例＞

年齢	算定	支給金額
子どもA（23歳）		
子どもB（20歳）	第1子	
子どもC（17歳）	第2子	10,000円
子どもD（14歳）	第3子	30,000円

子ども医療費助成㉠・㉡・㉢（区制度）

【医療証の期間】

10月1日～翌年9月30日

対象者

区内に住所があり、高校生相当年齢まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の児童。

また、児童が国民健康保険や社会保険等の健康保険に加入している必要があります。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- ・生活保護を受給している
- ・児童福祉施設等に措置により入所している
- ・小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている

◎申請した日から医療費助成を開始します。ただし、誕生日または転入日の翌日から起算して**2か月以内に申請**した場合には、その日にさかのぼって資格を取得できます。

医療証の期間・助成内容

【有効期間】

10月1日～翌年9月30日（更新後の医療証は毎年9月下旬に保護者宛に送付します。）

※4月に小学生になる方には、3月下旬に㉡医療証を送付します。

※4月に高校生相当年齢になる方には、3月下旬に㉢医療証を送付します。

【助成できるもの】

- ・入院時の食事負担金（令和5年4月診療分から㉡㉢も助成対象となりました。）
 - ・保険診療の自己負担分
 - ・補装具などの購入費の自己負担分（※）
 - ・接骨院や整骨院での診療の自己負担分（※）
 - ・はり・きゅう・あんま・マッサージの自己負担分（※）
- ※すべて保険適用内のものに限りします。

【助成できないもの】

- ・保険対象外の診療費（保険点数がないもの）
- ・健康診断、予防接種、薬容器代、文書料、おむつ代、差額ベッド代 等
- ・健康保険から支給される高額療養費や付加給付金相当額
- ・保育所、幼稚園、学校管理下での怪我等で、日本スポーツ振興センター法に基づく給付制度の適用を受ける場合
- ・第三者行為による診療の場合 ※必ず子育て支援課へご連絡ください。

医療証の使用方法

【都内の医療機関を受診する場合】

- ・児童のマイナ保険証等とともに医療証を医療機関の窓口へ提示してください。
- 保険診療の自己負担分がその場で助成されます。

【都外の医療機関を受診する場合】

- ・医療機関の窓口で児童のマイナ保険証等を提示のうえ自己負担分を支払い、その領収書を保管してください。
- 後日、子育て支援課へ自己負担分の現金給付申請をしてください。
- 医療証に記載されている保護者名義の口座にお振り込みいたします。

◎必要書類や申請期限等は、医療証とともに交付する「子ども医療費助成㉠・㉡・㉢のてびき」を参照してください。

◎都内外に関わらず、入院時の食事負担金については子育て支援課へ現金給付申請が必要です。

◎本部所在地が都外の国民健康保険組合に加入している方については、都内・都外の医療機関にかかわらず現金給付申請が必要です。

児童扶養手当（国制度）

【手当の年度】
11月～翌年10月分

対 象 者

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は20歳未満まで対象）を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育する方。

1. 父母が離婚
 2. 父または母が死亡
 3. 父または母が重度の障害を有している
 4. 父または母の生死が不明
 5. 父または母に1年以上遺棄されている
 6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
 7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている
 8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない
- ◎受給者または対象児童、もしくはその両方が公的年金給付等を受給している場合は、手当の支給額が一部または全部停止となる可能性があります。詳細はお問い合わせください。
- ◎父または母が事実上の婚姻関係にある（障害の状態にある場合を除く）、児童が里親に委託されている、児童福祉施設等に入所している場合などは対象となりません。詳細はお問い合わせください。

支 給 月 額 と 支 給 方 法

支 給 月 額	支 給 方 法（年6回）
◎児童が1人の場合 【全部支給】48,050円 【一部支給】48,040円～11,340円	1月（11月～12月分） 3月（1月～2月分） 5月（3月～4月分） 7月（5月～6月分） 9月（7月～8月分） 11月（9月～10月分） ○各支払月の10日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）に、指定の口座に振り込みます。 ○手当の資格をお持ちの方（全部支給停止中の方も含む）は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。
◎児童2人目以降の加算額 【全部支給】11,350円 【一部支給】11,340円～5,680円	

所得限度額（社会保険料控除8万円を一律加算）

税法上の扶養人数	申請者本人（全部支給）	申請者本人（一部支給）	配偶者及び扶養義務者
0人	770,000円	2,160,000円	2,440,000円
1人	1,150,000円	2,540,000円	2,820,000円
2人	1,530,000円	2,920,000円	3,200,000円
3人以上	1人増すごとに380,000円加算	1人増すごとに380,000円加算	1人増すごとに380,000円加算

◎収入額ではありません。

◎給与と所得または年金所得がある方は、所得限度額に最大10万円を加算します。

◎扶養義務者とは、申請者と同居の父、母、祖父母、子ども、孫などの直系血族および兄弟姉妹のことです。住民票上の世帯の同別は問いません。

【所得の計算方法】

対象とする所得＝収入－給与と所得控除（営業収入等は必要経費）＋養育費（8割相当額）－◆各種控除

◎公的年金給付等を受給中の方は所得の計算方法が変わります。詳細はお問い合わせください。

◆各種控除の金額は、下記の通りです。

控 除 額 表		※詳細はお問い合わせください	
老人扶養（70歳以上）控除	100,000円（注1）	寡婦控除	なし（注3）
特定扶養（16歳以上23歳未満）控除	150,000円（注2）	ひとり親控除	なし（注3）
勤労学生控除	270,000円	普通障害者控除（本人・扶養）	270,000円
雑損控除・医療費控除・小規模共済等控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除・長期（短期）譲渡所得の特別控除	控除相当額	特別障害者控除（本人・扶養）	400,000円

注1：扶養義務者の方で扶養親族が老人（70歳以上）のみの場合、1人を除いた人数につき6万円が控除されます。

注2：特定扶養（16歳以上23歳未満）控除は、扶養義務者の所得計算には適用されません。

注3：扶養義務者および申請者が父母以外の場合、寡婦控除270,000円、ひとり親控除350,000円が適用されます。

特別児童扶養手当（国制度）

【手当の年度】
8月～翌年7月分

対 象 者

区内に住所があり、次のいずれかに該当する程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父母、または父母以外で児童を監護する方。

◎愛の手帳1～3度程度または身体障害者手帳1～3級程度（下肢障害4級の一部）

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

また、長期間安静を要する症状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童も該当する場合があります。

◎児童や父母等が国内に住所がないとき、児童が障害年金を受給しているとき、および児童が児童福祉施設等に入所しているときなどは対象になりません。

支給月額と支給方法

支 給 月 額	支 払 方 法（年3回）
◎障害の程度に応じ、1級・2級の規定があります。	11月（8月～11月分） 4月（12月～3月分） 8月（4月～7月分）
【1級】 児童1人につき 58,450円	○各支払月の11日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）に、指定の口座に振り込みます。
【2級】 児童1人につき 38,930円	○手当の資格をお持ちの方（支給停止中の方も含む）は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

所得限度額（社会保険料控除8万円を一律加算）

税法上の扶養人数	申請者本人	配偶者および扶養義務者
0人	4,676,000円	6,367,000円
1人	5,056,000円	6,616,000円
2人	5,436,000円	6,829,000円
3人以上	1人増すごとに380,000円加算	1人増すごとに213,000円加算

◎収入額ではありません。

◎給与所得または年金所得がある方は、所得制限額に最大10万円を加算します。

◎扶養義務者とは、申請者と同住所の父、母、祖父母、子ども、孫などの直系血族および兄弟姉妹のことです。住民票上の世帯の同別は問いません。

【所得の計算方法】

対象とする所得＝収入－給与所得控除（営業収入等は必要経費）－◆各種控除

◆各種控除の金額は、下記の通りです。

控 除 額 表		※詳細はお問い合わせください	
老人扶養（70歳以上）控除	100,000円（注1）	寡婦控除	270,000円
特定扶養（16歳以上23歳未満）控除	250,000円（注2）	ひとり親控除	350,000円
勤労学生控除	270,000円	普通障害者控除（本人・扶養）	270,000円
雑損控除・医療費控除・小規模共済等控除・ 配偶者特別控除・特定親族特別控除・長期 （短期）譲渡所得の特別控除	控除相当額	特別障害者控除（本人・扶養）	400,000円

注1：扶養義務者の方で扶養親族が老人（70歳以上）のみの場合、1人を除いた人数について6万円が控除されます。

注2：特定扶養（16歳以上23歳未満）控除は、扶養義務者の所得計算には適用されません。

児童育成手当（区制度）

【手当の年度】
6月～翌年5月分

対 象 者

区内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を養育している方。

育成手当（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童）

1. 父母が離婚
 2. 父または母が死亡
 3. 父または母が重度の障害を有している
 4. 父または母の生死が不明
 5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
 6. 父または母に1年以上遺棄されている
 7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている
 8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない
- ◎父または母が事実上の婚姻関係にある（障害の状態にある場合を除く）、児童が里親に委託されている、児童が児童福祉施設等に入所している場合などは対象となりません。詳細はお問い合わせください。

障害手当（20歳未満の児童）

1. 愛の手帳1～3度程度
 2. 身体障害者手帳1・2級程度
 3. 脳性まひまたは進行性筋萎縮症
- ◎身体障害者手帳・愛の手帳を未取得の方はお問い合わせください。
◎児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。詳細はお問い合わせください。

支給月額と支給方法

支 給 月 額	支 払 方 法（年3回）
【育成手当】 児童1人につき 13,500 円 【障害手当】 児童1人につき 15,500 円	10月（6月～9月分） 2月（10月～1月分） 6月（2月～5月分） ○各支払月の12日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）に、指定の口座に振り込みます。 ○手当を受給されている方は、 毎年6月に「現況届」の提出が必要 です。

所得限度額（社会保険料控除8万円を一律加算）

税法上の扶養人数	申請者本人
0人	3,838,000 円
1人	4,218,000 円
2人	4,598,000 円
3人以上	1人増すごとに 380,000 円加算

- ◎収入額ではありません。
◎給与所得または年金所得がある方は、所得制限額に最大10万円を加算します。

【所得の計算方法】

対象とする所得＝収入－給与所得控除（営業収入等は必要経費）－◆各種控除

◆各種控除の金額は、下記の通りです。

控 除 額 表		※詳細はお問い合わせください	
老人扶養（70歳以上）控除	100,000 円	寡婦控除	270,000 円
特定扶養（16歳以上23歳未満）控除	250,000 円	ひとり親控除	350,000 円
勤労学生控除	270,000 円	普通障害者控除（本人・扶養）	270,000 円
雑損控除・医療費控除・小規模共済等控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除・長期（短期）譲渡所得の特別控除	控除相当額	特別障害者控除（本人・扶養）	400,000 円

ひとり親家庭等医療費助成(親)(区制度)

【医療証の期間】

1月1日～12月31日

対象者

乳・子・育医療証(子ども医療費助成)をお持ちの児童はそちらの医療証が優先されます。

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある 18 歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害を有する児童は、20 歳未満まで対象)を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育する方およびその児童。

1. 父母が離婚
2. 父または母が死亡
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

◎健康保険に未加入、生活保護を受給、父または母が事実上の婚姻関係にある(障害の状態にある場合を除く)、児童が里親に委託されている、児童福祉施設等に措置により入所している場合などは対象となりません。詳細はお問い合わせください。

所得限度額(社会保険料控除8万円を一律加算)

税法上の扶養人数	申請者本人	配偶者および扶養義務者
0人	2,160,000 円	2,440,000 円
1人	2,540,000 円	2,820,000 円
2人	2,920,000 円	3,200,000 円
3人以上	1人増すごとに 380,000 円加算	1人増すごとに 380,000 円加算

◎収入額ではありません。

◎給与所得または年金所得がある方は、所得限度額に最大10万円を加算します。

◎扶養義務者とは、申請者と同住所の父、母、祖父母、子ども、孫などの直系血族および兄弟姉妹のことです。住民票上の世帯の同別は問いません。

◎所得の計算方法は、3ページ「児童扶養手当」と同様です。

医療証の期間・区分と助成

◎保険診療の自己負担分から受給者負担額を除いた金額を助成します。申請者および扶養義務者の住民税の課税状況によって、受給者負担額が異なります。

◎医療証の使用方法是、医療証とともに交付する「**親**医療証利用の手引き」を参照してください。

◎有効期間は1月1日～12月31日です。**親**医療証をお持ちの方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

現況届審査後、翌年も対象になる方には、12月中に**親**医療証を送付します。

◎保険対象外の診療費(保険点数がないもの)、健康診断、予防接種、薬容器代、文書料、差額ベッド代、入院時の食事代等は助成できません。

【自己負担限度額】

※高額医療費に該当する場合はお問い合わせください。

住民税区分(注1)	医療証の表示	受診区分	負担割合	一月あたりの負担限度額
住民税課税世帯	一部 食 81136160	外来	1割	18,000 円
				年間上限：144,000 円(注2)
		入院	1割	57,600 円(注3)
				多数回該当：44,400 円(注4)
住民税非課税世帯	食 81137168	外来・入院		自己負担なし

注1：課税・非課税世帯の判定には扶養義務者も含めます。

注2：計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)において、月の外来療費に係るマル親自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、超えた分を高額医療費として助成します。

注3：世帯合算後(通院含む)の上限額となります。

注4：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が44,400円に下がります。

請求・申請手続き

各種手続きに必要なもの 児童手当、乳・子・青医療証交付申請は、電子申請が可能です。

資格確認書等の写し		振込口座通帳	戸籍謄本	独身証明書・出生証明書等（外国籍の方）	世帯全員の住民票	児童の在学証明書	愛の手帳・身体障害者手帳・所定の診断書	住民税所得課税（非課税）証明書	支給要件を確認する申立書	民生委員の調査書・意見書	年金証書・年金額改定通知書等の写し	申請者のマイナンバー	配偶者のマイナンバー	対象児童のマイナンバー	扶養義務者のマイナンバー（同居の直系血族等）
児童手当		▲	●		※			※	▲			●	●	▲	
子ども医療費助成		●							▲			●	▲	●	
児童扶養手当			●	※	●	※	▲	▲	※	▲	※	●	▲	●	●
特別児童扶養手当			●	※		※		▲	※	▲		●	●	●	●
児童育成手当	育成手当		●	※	●	※	▲	▲	※	▲		●	▲	●	
	障害手当		●			※	▲	▲	※	▲		●	●	●	
ひとり親家庭等医療費助成		●		※	●	※	▲	▲	※	▲		●	▲	●	●

●…必要なもの / ▲…状況によって必要なもの / ※…マイナンバー制度による情報連携不可の場合、必要なもの

○資格確認書等の写し

[児童手当]

申請者本人の資格確認書等の写し（公務員共済年金等加入者のみ）

[子ども医療費助成]

出生時…児童または児童が加入する予定の保護者の資格確認書等の写し

転入時…児童の資格確認書等の写し（保護者や兄弟姉妹の資格確認書等は不可）

[ひとり親家庭等医療費助成]

申請者本人および児童の資格確認書等の写し

※資格確認書等：資格確認書、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報等預金通帳の見開き部分、またはキャッシュカード等の写し

（申請者本人名義の普通口座に限り、一部取扱できない金融機関があります。）

○振込口座通帳

○戸籍謄本

申請者および児童のもの

○世帯全員の住民票

マイナンバー、続柄が記載されているもの

○住民税所得課税（非課税）証明書

所得、扶養人数、控除項目、配偶者控除の有無、税額が記載されているもの

○マイナンバー確認書類

マイナンバーカード（写し可）、通知カード（写し可）、マイナンバー記載の住民票（原本）

※来庁による申請の場合、本人確認書類も必要です。

*各書類は、1か月以内に発行されたものを提出してください。

*詳細は子育て支援課にお問い合わせください。

*電子申請できる手続きもございますので、詳しくは区のホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.city.toshima.lg.jp/kosodate/kosodate/index.html>

〈発行〉

豊島区 子ども家庭部 子育て支援課 児童給付グループ

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1



▲区ホームページ